

答 申 情 第 1 8 4 号
令 和 6 年 1 1 月 8 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年11月1日付け保医医第17297号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

新型コロナワクチン集団接種に係る医療従事者の実績報告書の公文書一部公開決定事案
（諮問情第288号）

1 審議会の結論

処分庁が行った公文書一部公開決定は、妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和5年6月1日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「京都市新型コロナワクチン集団接種会場でワクチン接種業務を行った医療従事者の名前が明記されている実績報告書」の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。

なお、その他の請求内容については、本件審査請求において争点とされていないため記載を省略する（以下、同じ。）。

- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書として「京都市新型コロナワクチン集団接種当番表（令和3年6月～令和4年2月）」（以下「本件公文書」という。）を特定したうえ、公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和5年7月6日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

条例第7条第1号に該当

- ・ 本件公文書のうち、医療従事者の氏名及び個人の自家用車のナンバーについては、情報そのものにより又は他の情報と照合することにより特定の個人が識別されるものであるため。

- (3) 審査請求人は、令和5年10月3日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分のうち、「個人の自家用車のナンバー」を非公開とした部分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審議会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、本市が実施した新型コロナワクチンの集団接種会場に従事した医療従事者の氏名、所属医療機関名、勤務日時、勤務会場が記載された文書であり、従事者の勤務状況等のほか、従事者が出勤時に使用した自家用車のナンバー（以下「自動車登録番号」という。）がメモ書きされた文書である。

(2) 条例第7条第1号に該当することについて

審査請求人は、自動車の所有者を特定するためには、自動車登録番号のほか、車台番号が必要であるところ、通常、車台番号は第三者が知りえない情報であることから、自動車登録番号のみで個人を特定することはできないことを理由に本件処分の取消しを求めている。

一般的に、自動車を所有等する者を特定する手法として、運輸支局等が発行する登録事項等証明書を取得する方法があり、当該証明書の請求には、審査請求人の主張にあるように、自動車登録番号及び車台番号の明示が必要である。また、車台番号は、自動車車検証のほか自動車のエンジンルームや運転席のシート下などに登載されており、当該番号を知ることができる者は限定的である。

しかしながら、本件公文書においては、医療従事者が所属する医療機関の名称を公開しており、また当該自動車を利用する者がどの医療機関の医療従事者であるかが分かるものとなっている。そのため、自動車登録番号を公開した場合、公開している医療機関情報から、当該医療機関の駐車場において、当該自動車登録番号の付された車両を搜索することにより、個人を特定することが可能である。

したがって、自動車登録番号は、情報そのものにより又は他の情報と照合することにより特定の個人が識別されるものとして、条例第7条第1号に該当する。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却すべきである。

5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

車のナンバーは公になっており、又、ナンバーだけで個人を該当させることは困難である。車のナンバーと車台番号で個人を該当させるので、車台番号はエンジンや車検証に明記してあるが、一般人が車体番号を入手することは困難であるため個人を特定することは出来ない。

6 審議会の判断

当審議会、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、接種会場や当番日等が記載された京都市新型コロナウイルスワクチン集団接種（平日）の当番表、京都市新型コロナウイルスワクチン集団接種（土・日）の当番表、京都市新型コロナウイルスワクチン集団接種（金・土・日）の当番表、京都市新型コロナウイルスワクチン集団接種（水～日）の当番表で構成されている。

本件公文書のうち、医療従事者の氏名及び個人の自家用車の自動車登録番号が非公開とされている。

(2) 本件審査請求の争点について

審査請求人は、本件処分において非公開とされている部分のうち、自動車登録番号の公開を求めていることから、当審議会においては、当該非公開部分の妥当性についてのみ、以下検討する。

(3) 条例第7条第1号（本文）該当性について

ア 処分庁は、本件公文書において医療従事者が所属する医療機関名を公開しており、当該自動車を利用する者がどの医療機関の医療従事者であるかが分かるものとなっている。そのため、自動車登録番号を公開した場合、公開している医療機関情報から、当該医療機関の駐車場において、当該自動車登録番号の付された車両を搜索することにより、個人を特定することができるため、条例第7条第1号に該当すると主張している。

イ 一方、審査請求人は、自動車登録番号と車台番号で個人が特定できることを前提としたうえで、一般人が車台番号を入手することは困難であるため、自動車登録番号だけで個人を特定することはできないと主張している。

ウ 条例第7条第1号は、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益の保護に最大限の配慮をするために、特定の個人を識別することができるもの等を原則として非公開とすることを定めたものである。

また、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるもの」とは、氏名の部分が記号化されており、当該情報のみでは個人が識別することができないが、その記号が誰を指すのかが他のリスト、台帳等により分か

る場合や、特定の事項に該当する個人が極端に少なく、極めて容易に当該個人が推定できるような場合などをいう。

エ 当審議会において本件公文書を見分したところ、当該非公開部分には医療従事者の自家用車の自動車登録番号の記載が認められた。

オ 一般に、自動車の所有者を特定するためには、運輸支局等に登録事項等証明書の交付を申請し、当該証明書を取得して所有者を確認することとなる。何人たりとも当該証明書の交付を申請することはできるものの、申請時には自動車登録番号だけではなく、車台番号及び具体的請求の事由等の記入、運転免許証等の申請者本人を確認する書面の提示が必要になる。

加えて、車台番号を確認するには、車検証もしくは車体に打刻されている番号を確認する必要があるため、自動車登録番号だけでは個人を特定することはできないと認められる。

カ しかし、本件公文書には、医療従事者が所属する医療機関名が公開されていることから、自動車登録番号を公開すると、当該医療機関の駐車場で、当該自動車登録番号の付された車両を探索することができ、自動車の利用者を特定することが可能となる。

よって、当該医療機関名と自動車登録番号を照合することで、利用者を特定することが可能であることから、当審議会としては、本件公文書の性質上、当該自動車登録番号は他の情報と照合することにより特定の個人が識別することができるものとして、条例第7条第1号（本文）に該当すると判断する。

(4) 条例第7条第1号ただし書きアの該当性について

ア 審査請求人は、車のナンバーは公になっている旨も主張している。ここでいう「車のナンバー」とは自動車登録番号を指すものと考えられる。

イ 条例第7条第1号のただし書アには、同号本文に該当する非公開情報であっても「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を除く旨が規定されている。

ウ 自動車登録番号については、道路運送車両法第19条において、自動車登録番号を表示しなければ自動車を運行の用に供してはならない旨が規定されている。

同法第19条の法意を鑑みると、自動車登録番号は車両の所有関係を明らかにし、その運行、整備等の安全確保の状態を確認できるようにするものであるため、車両

の運行上自動車登録番号標の表示をさせるものであるが、当審議会としては、条例第7条第1号ただし書きアの適用においては、当該規定に基づく表示により特定の個人を識別することができるものとなり、個人に関する情報としての保護を要さないものとなるかどうかという別の観点から検討すべきであると判断する。同法第19条等から、自動車登録番号が既に公にされているものとしても、医療従事者が所属する医療機関名が公開されている状況において、本件公文書における自動車登録番号を開示することは、結果として当該車両の利用者に係る特定の個人を識別することができる情報につながるといえる。そうすると、同法第19条の規定の存在から直ちに、本件公文書における自動車登録番号の記載を公にすることにより当該車両の利用者に係る特定の個人の識別を可能とすることまでが予定されているとすることが相当とはいえず、これを公にすることによって「情報そのものにより又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるもの」（条例第7条第1号）であると処分庁が判断したことは合理的である。

よって、本件公文書における自動車登録番号は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されているとはいえず、本号ただし書きアに該当するとは認められない。

(5) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和5年 11月 1日 諮問

11月24日 諮問庁からの弁明書の提出

令和6年 10月 1日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和6年度第6回会議）

11月 8日 審議（令和6年度第7回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 石塚 武志）